

新消費税率 8%、10%対応マニュアル

消費税率が、5%(2013年現在)から、8%(2014年4月1日以降)、10%(2015年10月1日以降)へ増税される際、マイティ通信販売では、以下の手順でご対応いただく事が可能です。

マイティ通信販売の「会社情報マスタ」を開いて、「旧消費税率」、「摘要日」、「新消費税率」の3項目につきまして、変更する事でご対応いただけます。



ケース1) 5% → 8% 変更時

2014年4月1日に、昨日(2014年3月31日)までの受注データを、マイティ通信販売にインポートした後、上記の会社情報マスタの設定を以下の様に修正します。

旧消費税率 = 5.0%、摘要日 = 2014年04月01日、新消費税率 = 8.0%

ケース2) 8% → 10% 変更時

2015年10月1日に、昨日(2015年9月30日)までの受注データを、マイティ通信販売にインポートした後、上記の会社情報マスタの設定を以下の様に修正します。

旧消費税率 = 8.0%、摘要日 = 2015年10月01日、新消費税率 = 10.0%

※マイティ通信販売では、受注伝票の「売上日」にて消費税率の摘要日の前後かを自動的に判断しています。その為、例えばEメール変換で受注データ一括取り込みされている場合で売上日を取得出来ていない場合は、受注データを取り込んだ日が「売上日」になりますので実際に3月31日までに注文があった受注データをマイティ通信販売に取り込んだ後に会社情報マスタの新旧消費税設定を変更していただく必要があります。ただ、CSVファイルで受注データ一括取り込みした際に、売上日固定書き込みで取り込みしている場合は、事前に変更をしていただいても問題ありません。

以上